

Title	子育ての時間構造：総務省社会生活基本調査マイクロデータ再集計値を用いて
Sub Title	
Author	藤原, 真砂(Fujiwara, Masago)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2008
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.13 (2008.) ,p.132- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大会報告要旨
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20080000-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

子育ての時間構造

—総務省社会生活基本調査マイクロデータ再集計値を用いて—

藤原 眞砂

今後のわが国の少子高齢化社会を考えると、働く意欲のある高齢者が支えられる立場ではなく、労働力として社会を支える立場に回る選択余地を拡大すること、また、意欲と能力のある女性が仕事を通して継続的に社会参加できる環境を創造することが必要である。仕事か結婚かではなく、仕事も結婚もという選択が可能な女性の出産・育児環境を整えることが、今後、社会にとり一層重要である。少子高齢化にあわせて社会の仕組みを再編する必要がある。本研究は、出産、育児期の子育て世帯の夫や妻の正確な生活時間の実態を観察し、それに基づき政策構築を図ることを目標とした。

1. 研究方法

女性が就労を継続する場合の最大の困難は出産後の育児期に訪れる。小学校に上がる前の5歳以下の子供1人がいる世帯の分析を行った。総務省の社会生活基本調査のマイクロデータの再集計値（データを利用しうる直近の2001年調査データ）を用いて解明を図った。子供1人の世帯の時間構造の分析に限定した理由を説明しよう。子供が2人以上いる場合、夫婦の子育て環境は子供が5歳以下1人の場合と比べて大いに異なると考えられる。この場合、年上の子供が弟あるいは妹の世話に参加することもある。これは夫婦、祖父母の子育て負担の軽減に資するが、研究にとっては、夫婦、祖父母の子育て時間の正確な秤量に支障を来すから、不都合なケースである。このため、2人以上の子供の世帯を分析対象から除いた。これは観察の簡単と正確を記すためになされた分析戦略である。

外部サービス（保育園、幼稚園）の利用の有無、妻の就業の有無により4つの世帯類型を確定した。それは自力子育て型専業主婦、外部サービス利用型専業主婦、自力子育て型兼業主婦、外部サービス利用型兼業主婦のそれぞれの世帯である。核家族、両親同居拡大家族、片親同居拡大家族（祖母同居が大半のため実質的に祖母同居拡大家族）ごとにこれらの類型があるから12の家族類型を設定することになった。夫と妻の行動相関分析（例：世帯ごとに夫、妻の子育て時間数を計上し、組み合わせの分布を観察する）、平均時間分析、時刻別行為者率分析により世帯類型ごとの時間特性が把握出来るよう解析を進めた。ちなみに、5歳以下の子供1人がいる子育て世帯数は169万1,092世帯であり、このうち核家族の形態により子育てをするものは162万6,043世帯(96.2%)である。カップルは子育てにはもっぱら核家族を選択しているのである。その他、両親同居拡大家族は8,656世帯(0.5%)、片親同居拡大家族(3.3%)である。両親同居拡大家族が少ないのは意外であった。祖父母の立場からすれば、お互いが揃っている場合には若

夫婦と同居を選択しないが、1人になった場合に同居に踏み切るという事情を反映していよう。

2. 結果と考察

核家族の分析に関しては世帯数が大きいいため、深い観察が出来た。子供が成長するにつれ、2つの傾向が見られた。一つは外部サービスの利用の増大であり、他方は妻の労働市場への復帰の増大である。この結果、子供が0歳児の世帯(42万3734世帯)では自力子育て型専業主婦世帯が8割(79.7%)、自力子育て型兼業主婦が2割弱(18.4%)であったのが、子供が5歳の全世帯(11万9243世帯)に至っては、外部サービス利用型専業主婦世帯が50.7%、外部サービス利用型兼業主婦世帯が49.3%となる。妻が専業、兼業に関わらず、全ての世帯が外部サービスを利用するに至るのである。

その他、核家族、拡大家族の家族類型の統計観察から見出された知見を列挙しておく。

1. 全ての家族類型を通して、子育て外部サービスの利用は妻、夫の子育て時間軽減に大きく寄与する。2. 全ての家族類型を通して、夫婦おける夫の子育て役割分担比率は平均時間量で見ると、1割前後のあるいはそれを大きく下回るものであり、妻のそれは9割前後で、子育ては専ら妻により担われている。3. 世帯として子育て平均時間数の合計が最も多いのは祖母同居拡大家族の自力子育て型専業主婦世帯の430.2分であるのにたいし、最も少ないのは核家族の外部サービス利用型兼業主婦世帯の92.9分である。その間、5時間半あまりの差がある。4. 妻は就労しようとする時、子育て時間を削減するが、反面、夫も若干ながら自らの仕事を減少させ、子育て総平均時間を増大させる。5. 兼業主婦の労働時間が長くなるにつれ、ペイドワーク(仕事)とアンペイドワーク(育児、家事、買い物行動)との時間帯の分離が進み、アンペイドワークは出勤前、出勤後の早朝、夕刻、夜間の時間帯に押しやられる傾向が強まる。6. 核家族で見ると夫の8割から9割は一日10時間以上の労働に従事しており、夫の労働時間が長いほど、彼らの子育て参加率が低下する傾向が顕著である。

3. 結論

1. 保育園、幼稚園等の子育て外部サービスの整備、充実を図ることが就労支援策として有効であることが再確認された。2. 共働き女性にたいしては、ランチタイムアウト制度の導入が進められるべきである(昼休みの延長策による買い物等の時間の確保)。3. これから結婚、出産、育児を迎える若いカップルにたいし上記の統計的知見は生活、労働設計の基本情報として供与されるべきである。月並みな結論であるが、4. 妻にゆとりの時間を与えるためにも、夫の労働時間短縮を進め、夫の子育て参加を促進することが是非とも必要であることが再確認された。以上の他に、厚生労働科研報告書では、いずれも従来算出されることがなかった生活時間統計の諸数値に基づく政策提言が提示された。今後、人口、労働政策提言の基盤情報として生活時間統計の活用が一層進められるべきであると考え(詳しくは拙稿「子育て世帯の時間構造」『日本労働研究雑誌』No.571を参照されたい)。

(ふじわら まさご 島根県立大学総合政策学部)